

令和6年12月八峰町議会定例会会議録（第1日）

令和6年12月11日（水曜日）

議事日程第1号

令和6年12月11日（水曜日）午前10時開会

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案第101号 八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
制定について

第5 議案第102号 八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例制定について

第6 議案第103号 八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一
部を改正する条例制定について

第7 議案第104号 八峰町奨学金貸与条例の一部を改正する条例制定について

第8 議案第105号 八峰町健康センター等施設条例の一部を改正する条例制定につ
いて

第9 議案第106号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について

第10 議案第107号 工事請負契約の締結について

第11 議案第108号 令和6年度八峰町一般会計補正予算（第5号）

第12 議案第109号 令和6年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
（第2号）

第13 議案第110号 令和6年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算
（第2号）

第14 議案第111号 令和6年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）

第15 議案第112号 令和6年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）

第16 議案第113号 令和6年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

第17 議案第114号 令和6年度八峰町下水道事業会計補正予算（第2号）

- 第 18 陳情第 5 号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国
に意見書提出を求める陳情
- 第 19 陳情第 6 号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働
者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情
- 第 20 陳情第 7 号 健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情
- 第 21 陳情第 8 号 「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意
見書提出の陳情
- 第 22 陳情第 9 号 「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施
を求める意見書提出の陳情
- 第 23 陳情第 10 号 「介護保険制度の抜本改善・介護従事者の処遇改善を求める」国
への意見書提出を求める陳情書
-

出席議員（12人）

1 番 笠 原 吉 範	2 番 伊 藤 一 八	3 番 奈 良 聡 子
4 番 芦 崎 達 美	5 番 水 木 壽 保	6 番 菊 地 薫
7 番 腰 山 良 悦	8 番 見 上 政 子	9 番 須 藤 正 人
10 番 門 脇 直 樹	11 番 山 本 優 人	12 番 皆 川 鉄 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	堀 内 満 也	副 町 長	田 村 正
総 務 課 長	和 平 勇 人	財 政 課 長	堀 内 敬 文
企画政策課長	高 杉 泰 治	建 設 課 長	浅 田 善 孝
防災町民課長	工 藤 善 美	農林水産課長	堀 内 和 人
商工観光課長	成 田 拓 也	税務会計課長	今 井 利 宏
福祉保健課長	菊 地 俊 平	教 育 次 長	山 本 節 雄
学校教育課長	山 本 望	生涯学習課長	石 上 義 久
農業委員会事務局長	内 山 直 光		

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 議会事務局庶務係長 須 藤 佳奈子

午前 10 時 00 分 開 会

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の皆さんには、朝早くからご苦勞さまでございます。よろしくお願いをいたします。

これより令和 6 年 12 月 8 峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は 12 名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第 124 条の規定により、4 番芦崎達美君、5 番水木壽保君、6 番菊地 薫君の 3 名を指名します。

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。水木議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（水木壽保君） おはようございます。議会運営委員会の委員長の水木でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、12 月 3 日、議会運営委員会を開催し、11 月 8 日付けで議長から諮問のあった令和 6 年 12 月 8 峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から 13 日までの 3 日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおりに決定いたしましたのでご報告申し上げます。

なお、本議会に上程の陳情について採択となった場合は、意見書の提出が必要となることから、最終日に意見書の提出の発議を日程に追加することにしましたので、決定いたしましたのでご報告申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長報告の日割表及び議事日程表により本日から 13 日までの 3 日間としたいと思いま

すが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日から13日までの3日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

堀内町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せ発言を許します。堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。

本日、令和6年12月8日峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、9月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、秋の行政協力員会議についてであります。

11月21日、峰栄館において開催し、各自治会から出された街灯の設置や危険木の除去など、29件の要望について、それぞれ町の考え方をお示しし、意見交換を行ったところであります。

今後、厳しい財政状況を踏まえつつ、町民の皆様が快適に暮らせるよう、地元自治会と協議しながら、改善に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、9月24日に行いました深浦町との災害時における相互応援に関する協定についてであります。

この協定は、大規模災害発生時において、隣接する自治体との連携を強化することにより、その被害に対する応急措置を円滑に行うために締結したものであります。

近年は、気候変動の影響により自然災害が頻発化・激甚化しており、昨年の豪雨のように、今まで大きな災害が発生していなかった地域でも甚大な災害が発生し、行政機関における防災対策の見直しや地域での安全確保が今まで以上に重要になっております。

今回の協定締結を契機に、両町を結ぶ国道101号並びに西津軽能代沿岸道路の整備促進の働きかけも含め、更なる防災力強化に努めてまいります。

次に、「定住促進住宅事業」についてであります。

旧峰浜庁舎跡地に整備を進めてまいりました当該事業については、当初の予定どおりに竣工を迎え、昨日から入居が可能となっております。

本定住促進住宅は、民間事業者と連携し、町内の居住環境を整備し、若い世代や子育て世代の定住促進を図るとともに、町外からの移住を促進し、人口減少の緩和や地域の活性化を図るものでありますが、現時点において空室もあることから、今後は、早期に満室となるよう施設のPRに努めてまいります。

次に、「巡回バス」についてであります。

10月1日から新たな運行体系として事業に取り組んでおりますが、これまで大きな混乱や利用者からの苦情もなく、順調に運行しているところであります。

人口減少や少子化が進み、高齢化率が5割以上の本町にとって、巡回バスは町民の大事な交通手段の一つであると捉えており、今後も利用者の声を大事にしながら、更なる利便性の向上に努めてまいります。

次に、「女性活躍推進事業」についてであります。

10月18日に峰栄館において、能代市出身で元岩手放送アナウンサーであり、現在は働き方改革や人材育成コンサルタントとして活動している大高智佳子様を講師に迎え、「なりたい未来に向かう、私の生き方・働き方と組織の方向性」と題してご講演いただき、約20名が聴講したほか、講演後には「会社、そして自分が取り組むべきことを考えよう」をテーマにワークショップも開催し、活発な意見交換を実施したところであります。

また、能代市出身のラジオパーソナリティの藤田ゆうみん様には、11月2日から3回にわたり、峰栄館等において家事分担講座と話し方講座の講師を務めていただいたほか、12月7日にはキャリアコンサルタントの石田万梨奈様を講師に迎え、ライフデザイン講座を開催しております。

参加者からのアンケート結果を見ると、こうした取り組みはいずれも好評であったことから、今後も当該事業を継続し、女性が活躍できる環境づくりを進めてまいります。

次に、今年2月に友好都市協定を締結した栃木県茂木町との交流事業についてであります。

10月12日、本町において開催した「んめものまつり」には、茂木町の道の駅職員ほか4名が来町し、特産品の梨やイチゴを使った加工品等が販売され、ブースを訪れた町民からは好評を得ておりました。

また、11月3日に茂木町で開催された「もてぎうまいもの市」には、私をはじめ商工会関係者など合わせて10名が参加し、町産の海産物等を販売してきたところであります。

当日は天候にも恵まれ、会場には1万3,000人以上が来場したと聞いており、特産品のみならず、町のPRも十分に行うことができた実感しております。

今後も、様々な分野において幅広く交流を行いながら、これまで以上の信頼の構築と両町の発展に繋げてまいりたいと考えております。

次に、「北海道八峰町ふるさと会」及び「八峰町関東ふるさと会」についてであります。

10月19日に、札幌サンプラザにおいて北海道八峰町ふるさと会総会が、また、11月17日には、千代田区のアルカディア市ヶ谷において八峰町関東ふるさと会総会が行われました。

町からは、私とともに町議会、商工会等が出席し、日頃より町政に関心を寄せていただき、また、ふるさと納税など様々な方面でご支援をいただいていることに感謝の意をお伝えしてまいりました。

両ふるさと会は、会員の減少等の課題を抱えつつも事業の継続に意欲的に取り組んでいるところでありますので、町といたしましても引き続き支援してまいりたいと考えております。

次に、冬季の観光誘客についてであります。

県とJR東日本は、この12月から来年2月までの3か月間にわたり、冬の大型観光キャンペーンを実施することとしており、期間中は、県内において星空鑑賞や地域ならではの体験型コンテンツを数多く提供するほか、各種広告媒体を活用したPR等を通じて冬の秋田の魅力を発信しながら、誘客に繋げるものであります。

本町の関連イベントとしましては、12月14日に五能線の臨時列車「ストーブはっばう号」が運行されることとなっており、この運行に合わせて山本酒造店の酒蔵見学や日本酒を楽しむツアーが行われるほか、あきた白神体験センターでは、だまこづくり体験とハタハタ寿司や地酒といった八峰町の冬の味覚が楽しめるイベントが企画されております。

主催者によると、どちらの企画商品も大変人気となっており、既に募集定員に達していると同っております。

今後も、ＪＲや県のご協力をいただきながら、町内の観光事業者と観光協会や商工会等と連携を強化し、八峰町の冬の魅力発信に努めてまいります。

次に、学校適正化委員会についてであります。

11月11日に諮問していた「八峰町学校適正化について」、学校適正化検討委員会から答申がありました。

答申の内容は３点であり、１つ目は、早急に八森小学校と峰浜小学校の統合を視野に入れた学校再編計画を作成し、学校再編を図っていくこと。

２つ目は、学校再編に際しては、地域の特色を十分取り入れ、特色のある教育の充実を図るとともに、幼保小中の連携を含めた八峰町の教育の在り方について検討すること。

３つ目は、学校再編を検討する際には、将来的な児童生徒数や施設整備等を総合的に考慮し、中学校を含めた校舎の配置や町全体の教育環境等を検討していくことであります。

町では、この答申を受け、本年度中に次の段階である学校再編検討委員会を立ち上げ、学校再編の具体的な方策や、校舎の適正配置を含めた町全体の教育環境などについて諮問する予定であり、今定例会に係る予算を提案しております。

本答申に際しましては、川尻茂樹委員長や佐藤勇一副委員長をはじめ、検討委員会委員の皆様には、お忙しい中、貴重なご意見をいただき、心より感謝を申し上げます。

次に、第19回八峰町文化祭についてであります。

11月9日から3日間、ファガスと峰栄館で行われた展示部門には、書道や写真、生け花や手芸作品などのほか、小・中学生やこども園の園児による作品など、個人団体合わせて970点の出品があり、600名を超える方々から鑑賞していただきました。

11月10日に八峰中学校体育館で開催された芸能発表会では、中学生による全校合唱で始まり、大正琴や和太鼓の演奏、コーラス、踊りなど15演目、221名の方々が出演し、日頃の練習や学習の成果を発表したところであります。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第101号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、秋田県人事委員会の給与改定の意見に鑑み、当町においても職員の給料表を改定するとともに、一般職及び再任用職員の期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の支給割合及び支給額を、それぞれ増額改定しようとするものであります。

議案第102号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部

を改正する条例制定については、一般職の職員の給与改定の内容を踏まえ、常勤の特別職について期末手当の支給割合を0.15か月増額しようとするものであります。

議案第103号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、常勤の特別職と同様に町議会議員の期末手当の支給割合を0.15か月増額しようとするものであります。

議案第104号、八峰町奨学金貸与条例の一部を改正する条例制定については、令和7年4月から大学生等の奨学金貸与月額を引き上げるため、条例改正しようとするものであります。

議案第105号、八峰町健康センター等施設条例の一部を改正する条例制定については、埴川健康センターを廃止することに伴い、関係条文を整理するため条例改正しようとするものであります。

議案第106号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更については、井川町・潟上市共有財産管理組合の解散に伴う規約変更について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第107号、工事請負契約の締結については、ハタハタ館温泉設備改修工事変更契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第108号、令和6年度八峰町一般会計補正予算（第5号）は、7,688万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を67億7,356万7,000円とするもので、主な歳出は、給与改定に伴う人件費の追加であります。

議案第109号、令和6年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、100万円を追加して、歳入歳出予算の総額を8億7,175万1,000円とするもので、出産育児一時金及び葬祭費の追加であります。

議案第110号、令和6年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、3,984万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を13億9,782万4,000円とするもので、主な歳出は、介護給付費の追加であります。

議案第111号、令和6年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）は、財産区管理会の協議に基づき、ゴルフ場再開準備支援金を支出するため、歳出を組替補正するものであります。

議案第112号、令和6年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）は、315万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を1億532万5,000円とするもので、主な歳

出は、給与改定に伴う人件費の追加であります。

議案第113号、令和6年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的支出の予定額に49万7,000円を追加し、2億6,308万4,000円とするもので、給与改定による人件費の追加であります。

議案第114号、令和6年度八峰町下水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的支出の予定額に348万5,000円を追加し、4億7,754万5,000円とするもので、給与改定による人件費及び業務内容を追加したことによる経営戦略策定業務委託料の追加であります。

報告第6号は、令和6年度八峰町一般会計補正予算（第4号）に係る条例に基づく専決処分報告で、10月27日執行した解散に伴う衆議院議員総選挙に係る予算の追加補正であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は14議案で、報告は1件であります。

なお、農地・農業用施設災害復旧工事 塙（強坂塚～苗吉）の契約締結につきましては、今定例会の会期中に追加提案させていただきたいと考えております。

詳細につきましては、各議案の提案の際にご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） 日程第4、議案第101号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第101号についてご説明いたします。

議案第101号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年12月11日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、秋田県職員の給与に対する秋田県人事委員会勧告に鑑み、条例改正しようとするものでございます。

次ページ以降は条例の改正文でございます。

第1条のうち、1段落目の条例第15条関係は、令和6年12月期の一般職の職員の期末手当の支給率を100分の10、0.1か月、再任用職員の期末手当の支給率を100分の2.5、

0.025か月それぞれ引き上げるものでございます。

2 段落目の条例16条関係は、一般職の職員の勤勉手当の支給率を100分の5、0.05か月、再任用職員の勤勉手当の支給率を100分の2.5、0.025か月それぞれ引き上げるものでございます。

3 段落目の条例第17条関係は、一般職の職員の寒冷地手当の支給額を、世帯主で扶養親族のある者は「1万7,800円」から「1万9,800円」に、世帯主で扶養親族のない者は「1万200円」から「1万1,400円」に、その他の者は「7,360円」から「8,200円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

ページ中ほどからの別表は、引き上げ後の給与表でございます。

通知したページをご覧ください。

第2条からでございます。第2条においては、令和7年度以降の一般職の期末手当の支給率を6月期、12月期それぞれ1.25か月に、勤勉手当の支給率を6月期、12月期それぞれ1.05か月に、再任用職員の期末手当の支給率を6月期、12月期それぞれ0.7か月に、勤勉手当の支給率を6月期、12月期それぞれ0.5か月にするものでございます。

なお、附則において適用日を、第1条中別表第1については令和6年4月1日と、その他の改正については令和6年12月1日と、第2条については令和7年4月1日とそれぞれ定めております。

新旧対照表を提出しておりますので併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第101号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第101号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第102号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第102号についてご説明いたします。

議案第102号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年12月11日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、町長、副町長及び教育長の期末手当の額を改定する必要があるため、条例改正しようとするものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

第1条は、令和6年12月期の期末手当の支給率を100分の15、0.15か月引き上げるものでございます。第2条においては、令和7年度以降の期末手当の支給率を6月期、12月期それぞれ1.6625か月にするものでございます。

なお、附則において、適用日をそれぞれ令和6年12月1日、令和7年4月1日と定めております。

新旧対照表を提出しておりますので併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第102号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 町長の給与体系とか変更なる場合は、特別職報酬等の審議会というのがあるんですけれども、これが開かれたのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えをいたします。

特別職報酬等審議会につきましては、町長の報酬月額等の変更をしようとする場合に開かれるものでございまして、給与改定に伴う支給率の変更については開いておりません。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 町長の給料の中には、給料、それから寒冷地手当、期末手当、通勤手当及び退職手当、こういうものが給料の中に含まれております。で、特別報酬審議会では、議員の報酬もそうですけれども、給料に関する条例を議会に提出しようとする時は、当該議員報酬についての審議会の意見を聞くものとしております。今回のこの特別職、まあこれから審議される議員の報酬もそうですけれども、県の人事院勧告に沿って、例に倣ってっていうことで、その根拠が明確にされておられません。一般職の給与に関して、その例に倣ってっていうことで書かれてますけれども、そもそもその職員の給料、人事院勧告から出されてるのは、職員の生活実態、それから物価値上げ、それから民間との均衡、そういうところで保たれてますけれども、この地方自治法のちょっといろいろ私も調べてみたんですけれども、議員とか特別職というのは、そういう生活環境のものではなくて、この特別なものであって、それが議員と特別職の人たちをこの議会の中で自分の給料、手当を自分たちで決めるということに対して非常に問題があるということで、これは慎重に行わなければならない。そのための審議会を行うべきだということで書かれておりますので、そういうことが必要であったんではないでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の再質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

特別職の報酬につきましては、議員ご指摘のとおり手当などを含む形で総合的に定められてるものと私どもも理解をしております。ですので、こういった報酬月額を変更する際には、町の考え方をお示しした上で審議会でご承認をいただくと、ご意見をいただくということが必要だというふうに解釈しておりますが、報酬月額は特別職、それからこれからご提案いたします議員の皆様についても変更をしておりません。据え置きとしております。で、その上で支給率のみの変更を行っておりますので、うちの方としましては、これに関する審議会は不要だというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） これに反対をいたします。

人事院勧告とはまた別個のものでありまして、この例に倣ってということは、これには当てはまらないと思います。そして給料は、常勤の特別職の場合は全て含まれてますので、これはやはり審議会にかけろべきだと思いますので、かけられなかったこと、それから人事院勧告に倣って一般職は値上げされるんですけども、その例には当たらないと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第102号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第103号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第103号についてご説明いたします。

議案第103号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年12月11日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、町議会議員の皆様の期末手当の額を改定する必要があるため、条例改正しようとするものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

第1条は、令和6年12月期の期末手当の支給率を100分の15、0.15か月引き上げるも

のでございます。第2条においては、令和7年度以降の期末手当の支給率を6月期、12月期それぞれ1.6875か月にするものでございます。

なお、附則において、適用日をそれぞれ令和6年12月1日、令和7年4月1日と定めております。

新旧対照表を提出しておりますので併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第103号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 先ほど特別報酬審議会が開かれていないということでしたけれども、これは直近ではいつ開かれて、どのような案件で開かれたんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

午前10時36分 休 憩

.....

午前10時37分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

特別職報酬等審議会につきましては、正確な資格がありませんので定かではないんですが、記憶の限りでは10年以上開かれていないものと。それだけ特別職の報酬については据え置きが続いているということでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 地方自治法にも載ってるんですけども、省略してネットで書かれてるんですけど、議員の報酬は、議員自らが条例の議決を通して自己の報酬を決定することができる点において特異性をもって自己決定の法則があるとしても適正な額の決定がなされなければ一般世論の批判を受けることにもなって、適正な額を決定する際は

第三者機関の意見を聞く方法と特別職報酬審議会があるということが書かれております。これもですね理由として町長の所信にもありましたけれども、議員の報酬の値上げ、なぜ値上げしなくちゃ、期末手当を上げなくちゃいけないかというこの根拠がはっきりとされておりません。人事院勧告に従って一般職が上がるからその例に倣ってということでもありますけれども、これはやはり趣旨が違うと思います。もっとやっぱり慎重な審議会の中での審査というものがなければ、職員の一般職の値上げとはまた違うので反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより議案第103号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第104号、八峰町奨学金貸与条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本 望君） 議案第104号についてご説明いたします。

議案第104号、八峰町奨学金貸与条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町奨学金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年12月11日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。物価高騰による授業料等学資金及び生活費の増加が見込まれる奨学生を支援するため、八峰町奨学金の貸与額を増額するものでございます。

次のページは改正文となります。

別に説明資料を準備しておりますので、そちらをご覧ください。

改正の内容をご覧ください。奨学金貸与条例第4条第1項第1号から第3号まで、いわゆる大学生、高等専門学校生、専修学校生の貸与額を毎月4万円以内から1万増額し、毎月5万円以内とするものです。

施行期日は、令和7年4月1日となります。

なお、現奨学生につきましても、改正後の金額を適用するものとしております。

説明は以上です。何とぞご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第104号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 奨学金の金額が改正されることは、これはもっともだと思います。ですけれどもですね、この返還の年の返還金額16万円から20万円まで大学生、専修学生で8万円から10万円ということで返済する金額が変わるんですけれども、この点については、まあ受けるのはいいんだけど返済金額が大変だということで、今、何本か奨学金を抱えてる人たちは返済にすごい苦しんでるわけですね。で、返済ができないと前はもうサラ金みたいに催促されるとかということはありませんでしたが、今はそういうことないと思うんですけれども、これで返済は可能と見込んでおりますか。

そうですね、高校生の返還についても、これ変わらなくていいんですけれども、奨学金を受けた者に対して返還金額、まあ地元で就職した場合、予算の範囲内で助成するとありましたけれども、この若年層の町内定着を促進することを目的としておりますけれども、予算の範囲内で助成するということのちょっと意味が分からないので、今までの例としてはどういう助成、どのくらいの金額を助成して、地元で就職した場合、して、高校生なんか奨学金を受けたらできるだけやっぱり地元に住んでもらうということで返還不能とかそういうことが必要で、お金がなかったら一般会計からやっぱり繰り出すようなそういう支援が必要ではないかと思うんですけれども、その点、まあ町長も含めて、高校生が地元で定着してもらうためには奨学金の猶予とかその辺併せてご返答をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

午前10時44分 休 憩

午前10時46分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本 望君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

償還金額が増えることに関しては、奨学金選考委員会の方でも不安視のご意見もございましたけれども、まず皆さん増額すべきというご意見をいただいております。で、その意見を尊重して、まず町の方でも今現在子どもたちがよりよい学校生活を送れるように支援してまいりたいと考えて増額の方の提案をしているところでございます。

償還金に関しましては、町の方、県の方でも償還する補助金の制度を設けておりますので、町内に在住する場合、就職している場合は補助金の制度がございますので、そちらの方をご利用していただきたいと考えております。

高校生につきましては、ちょっと今資料がございませんので後で見上さんの方にお知らせしたいと思っております。

説明は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 地元就職して住んでもらうためには非常に大事なことで、町の意気込みもここに示していかなければならないと思います。この予算の範囲内で助成するということになってますけれども、この金額については今不明でしたら後でどのような例があったのか、どのような金額を考えているのか教えていただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第104号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第105号、八峰町健康センター等施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明いたします。

議案第105号、八峰町健康センター等施設条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町健康センター等条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年12月11日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由についてですが、八峰町健康センター等施設条例に規定する施設、埴川健康センターと八森保健センターのうち、埴川健康センターが行政財産から普通財産となるため、題名や本文の変更等の条例改正を行うものであります。

次ページをご覧ください。

題名については、八森保健センターの一つになることから「八峰町保健センター施設条例」に改め、本文中の改正につきましては、埴川健康センター及び埴川健康センターに係る文言の削除ということになります。

別添の資料をご覧ください。

3 ページまでは新旧対照表ということになっております。

4 ページ目をご覧ください。

4 ページ目には、峰浜村時代の広報記事を載せております。

5 ページ目には、埴川健康センターの沿革を掲載しております。少しだけご説明しますと、健康センターは、令和7年3月に、旧峰浜村時代に健康センター、診療所分院、埴川支所としての機能を備えた施設として建設されました。平成18年3月に八峰町となりまして、平成21年9月には新庁舎が完成し、その後、業務開始に伴い、埴川出張所が廃止されました。そして今年4月、埴川分院が閉院となったところであります。現在ですけれども、投票日当日の大沢投票区、そしてコーラス、民謡、自殺予防サロンなどで年間約500人程度のご利用があります。

今後の利用についてでありますけれども、旧診療所分院については、大沢土地改良区様が10月1日から5年間の無償貸与契約で使用しております。維持管理にかかる費用については、土地改良区様が負担することということになっております。健康センター分については、大沢土地改良区様をご利用している時間はこれまでどおりご利用可能となっております。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第105号について質疑を行います。質疑ありませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 確認します。もう一回細かい貸出し条件、町からは一切お金出ないんですよね、貸してる間。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまのご質問にお答えします。

旧埴川分院を大沢土地改良区様が借りておりますので、その部分に関しては大沢土地改良区様が全てご負担いただくということになっておりまして、健康センター分については町の予算で執行するということになっております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） こういう施設の併用というやり方なると、いろいろ取り決めがあると思うんですよ。例えば屋根が老朽化したとかサッシが壊れたとか、その辺の補修の際の割り当て分、そういうのもしっかり決めておかないと、町からね、お金入ってこなくてもいいですから町からも出ないように、もちろん火災保険料とか諸々あると思うんですよ。その辺をしっかりと説明してください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの門脇議員のご質問にお答えをいたします。

福祉保健課長からもお答えいたしました、建物本体は町の建物、普通財産ということですので、火災保険料などの負担は町が行っております。それから、小破修繕、使用部分に関するですね建て具の交換だとか、例えば水道周りの修繕だとかこういったものについては土地改良区が行いますが、躯体そのものの修繕、外壁や壁、それから屋根、こういったものの修繕が必要になった場合は町が施工するという責任分担になっております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第105号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第106号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第106号についてご説明いたします。

議案第106号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、秋田県市町村総合事務組合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月11日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由は、井川町・潟上市共有財産管理組合が令和7年3月31日をもって解散することに伴い、秋田県市町村総合事務組合規約を変更する必要があるため、組合規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について議会の議決を求めるものでございます。

井川町と潟上市は、山林・原野等の共有財産を所有しており、これらの管理・処分に関する事務を行うため当該管理組合を設置しておりましたが、井川町が当該共有財産の管理等事務をもつぱら行うこととしたため、当該管理組合を解散することとしたものでございます。

次ページは規約の改正文でございます。

秋田県市町村総合事務組合の構成団体を規定する別表から「井川町・潟上市共有財産管理組合」を削除するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第106号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第106号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第107号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） 議案第107号についてご説明いたします。

議案第107号、工事請負契約の締結について。

令和6年4月23日に指名競争入札に付した「ハタハタ館温泉設備改修工事」について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

契約の目的は、ハタハタ館温泉設備改修工事です。

契約金額は、変更前が4,715万7,000円。変更後が5,219万8,300円です。

契約の相手方は、住所 秋田県能代市字臥竜山39-18、名称 山二施設工業株式会社 能代営業所、代表者名 所長 山内良貴。

支出項目は、令和6年度八峰町一般会計7款商工費1項商工費5目ハタハタ館管理費です。

令和6年12月11日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事に係る契約であり、議会の議決を要するためです。

本改修工事は、当初契約時点では予定価格が5,000万円を下回っていたことから議会の議決対象とはなっておりませんでした。追加工事にかかる変更設計額が5,299万

300円となったため、議会の議決が必要となったものです。

工事の内容は経年劣化に伴いますハタハタ館の温泉設備の改修ですが、具体的には、濾過装置、水系周りの配水管、冷温水発生機の更新及び修繕等を実施するものです。

当初の工事請負契約は、本年4月に締結し、工事は来年2月に休業期間を設けて実施することとしておりましたが、その後の現場の精査におきまして、入り口の腐食やタイルの剥がれ、コーキングの割れ等が確認されたため、安全面や長寿命化を考慮しまして追加工事を実施することといたしました。

変更後の契約金額は、当初契約時より504万1,300円増えまして5,219万8,300円となりました。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第107号について質疑を行います。質疑ありませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 今回の工事請負契約は、まあ5,000万円前後であります。ハタハタ館もだいぶ年を取っております。今回は5,000万円ですが、来年はまたどこが壊れるか、どこを改修しなきゃ駄目か、どこを修繕しなきゃ駄目か、そういう問題がこれから出てくる可能性があります。もう将来的にね、例えば来年度あたり3億円も4億円もかけて大規模改修すればいいのか、それともハタハタ館そのものの在り方を考えていくのか、それとも別にどっか似たような施設を建てるのか、もうそういう時期に来てると思うんですよ。将来的なハタハタ館の在り方、町長はどう捉えてるか、町長の考えを聞きたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 門脇議員のご質問にお答えいたします。

ハタハタ館の将来的な在り方というところでございますけれども、ハタハタ館はですね、ご承知のとおりかなり老朽化してきているところでございます。まあそれに伴ってですね、今回の改修、そしてまた、もしかすると新年度についても補修が必要なところが出てくるかもしれません。ただ一方で、ハタハタ館はですね毎日、特に温泉施設の方ですけど利用している町民の方も多くいらっしゃるというふうに私は捉えているところでございます。したがってましてですね、少しずつこう補修は必要なところ出てくるかもしれませんが、まず現時点におきましては少しずつ補修を加えながら、町民の皆様が今後も利用できるような形で進めたいと考えております。

そしてまた、今、御所の台エリアの再構築の話、昨年から進めているところでございますけども、そうした全体的な今後の方向性を、エリア全体の方向性を示す中で、改めてハタハタ館の在り方、そういったところをしっかりと議論してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 宿泊棟も増設しましてね、まあこれから見通しはよくなるんだろうなとは思ってますが、宿泊だけ増やしても食事とその辺の改良がなければお客さんは寄りつかないと思うので、併せてこれからもハタハタ館をいい方向に導くようによろしくお願いします。

○議長（皆川鉄也君） 答弁必要ですか。

○10番（門脇直樹君） 軽く。

○議長（皆川鉄也君） 堀内町長、軽く答弁をお願いします。

○町長（堀内満也君） ご指摘のとおり、今年夏ですね宿泊棟のシングルルームを新しく作りまして、現時点におきますと稼働率が6割以上ということで、かなり好評だというふうに聞いております。そしてまたご指摘のとおりですね、料理の方も、まああまりいい評価がないという人もいますけど、ただ一方でですね非常によくなったという声も聞く時もあります。したがってましてですね、私、町長として、このハタハタ館はですね非常に大事な観光施設というふうに位置づけしているところでございますので、そういった面からも宿泊、料理、温泉、このエリアですね、この施設をですね、しっかりと観光の大事な拠点として今後とも、何ていいますかね、支えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 門脇議員も言ったんですがね、ここ数年来、ハタハタ館の改修は相当金をかけてやってるわけですよ。しかも今回もあるし、2月にはまた何だ、内装で何だっけな、シャワー、シャワールームまでつけるような工事までやるということで、ハタハタ館自体の施設は維持していくんだということで議会としても承認してきてるわけですね。ところがそれに見合った運営ができていないということは、ずっとここ何年来課題だわけですが、その課題に対してですね、やはり真剣に町として、この運営会社でいいのかということを実際に論議すべきではないのかなと、私はそう思うわけです。世の中には、こういう温泉施設を再生するに長けた人間というのが存在しているし、そ

ういう会社もあるわけです。それに運営委託するという方法もあるわけですね。まあ先日、私ら教産建の委員会で視察に行ったところはですね、そういう外部に施設を任せて貸し賃までもらってるんですよ。もちろん建物は町がつくってやってですね、運営は外部に任せると。それについては一切町民に迷惑かけないような形でやってるわけですよ。結局それはなぜかという、貸し賃をもらっているからです。ですから、そこまでいくような体制づくりっていうのをやはり考えるべきではないかと。でないと、いつまでたってもですねハタハタ館に対して、まあ今4,000万円ですか、実質的には5,000万円以上の補助金が出てるはずですよ。ですからそれが延々この後も続くような状態であるそうですね、やはり大変な事態になるということになるので、その辺考え方として、この先、町長どう考えてますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 山本優人議員のご質問にお答えします。

ハタハタ館の運営でございますけども、ご承知のとおり、かなり厳しい経営状況ではございます。そういったところでですね、町の今後の考え方としましては、当然大きな改修は町でしっかりと取り組んでいかなきゃならないところでございますけれども、ちょうど昨年、指定管理を3年ということでハタハタの里観光事業株式会社と結んだところでございます。しかしながら、来年からですね銀行への借り入れの返済が始まるところでございますし、より一層その経営が厳しくなるというふうなところも見込んでいるところでございます。したがって、町としましては、今後この指定管理の在り方、そしてまた全県的にですね、この三セクのところがですね閉鎖する、あるいはそのまた新たにですね民間企業に委託を変えると、そういった動きもありますので、そういった全県的なところもアンテナを高くして情報収集しながら、しっかりとですね今後のハタハタ館の運営について検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 議案についてはハタハタ館温泉設備工事ですので、まあこれは反対のしようがありません。やっぱりこれを直さなくちゃいけない。また、500万円追加ということで、タイルとか危険な箇所があればこれも直さなくちゃいけないと思ってます。ただですね、本来の目的であるハタハタ館は観光だけではないんですよ。町民の福祉をうたってるわけです。ところが、この町民の福祉が全然見えないんですよ。もうハタハタ館離れ、町民は。だからもうちょっとですね町民が利用できるように、後

期高齢者は割引する。まあ温泉の日もあります。その日を狙って来るっていう話も聞いてます。割引なる日を夫婦で狙って来るってのはありますけれども、やはりもうちょっとこう地元に、町民のために温泉を利用してもらうような、温泉までの巡回バスを出すとかですね、私もこの前、雄和の岩見三内のユフォーレっていうところに泊まってきたんですけども、まあ大変快適でした。で、やっぱり休憩室がだだっ広いじゃなくて、10畳、12畳、こう2つ3つこれこれ無料で使えますっていう、無料で利用してくださいっていうやり方、あ、これもいいな、だだっ広いところでなくて複数組み合わせるかもしれないけども、高齢者のじいさんたち、ばあさんたちがかなり来てました。やっぱりこういうふうにはですね、今だといかついホテルの感じはやっぱり観光向けにはホテル並みになってると思います。でもやっぱり趣旨として町民の福祉を考えた場合に、もうちょっとやっぱり利用しやすいような対策が必要ではないかと思いますが、町長いかがお考えですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） このハタハタ館できてですね、もう30年ぐらいなところでございますけれども、一部途中でですね改修は加えながらも今の施設自体ができていうふうに思っております。なかなかですね、岩見三内のユフォーレのようにですね休憩室を個室にするというような対策は、なかなか構造的にも難しいかなというふうに思っているところでございまして、まずはですね今の現状で町民の方が利用しやすいような取り組みを、何かしらソフト対策で対応できればなというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 1点だけ。以前説明あったかどうか分かりませんが、今回の改修含めて、これ休業する期間というか予定はあるのですか。そこをお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまの菊地議員のご質問にお答えいたします。

会社の方とは、工事の内容を説明していろいろ業者とも連携して取り組んでおりまして、なるべくお客様に迷惑かからないように短期間でやりたいということで、現在のところは来年の2月を休業期間にしたいということで聞いております。

○6番（菊地 薫君） 1か月ですか。

○商工観光課長（成田拓也君） 1か月、はい。工事の細かいところで若干日数を短縮で

きるかどうかというところはちょっと現時点では分かりませんが、予定としては2月を休業期間にして改修を集中的に行いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 1か月というのは非常に長いですね。まあ工事仕方ないわけですが、いずれそれは利用者に向けてですね徹底した周知、それは早くからですね説明していただきたい。お願いしておきます。答弁は結構です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第107号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

休憩します。11時20分より再開いたします。

午前11時16分 休 憩

.....
午前11時20分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、議案第108号、令和6年度八峰町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） それでは、議案第108号、令和6年度八峰町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

令和6年度八峰町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,688万9,000円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億7,356万7,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条、地方債の補正につきましては、地方債の変更で、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

令和6年12月11日提出

八峰町長 堀内満也

それでは、4ページをお開きください。

第2表、地方債の変更でございます。

1つ目の過疎対策事業債の通常分ですが、310万円を追加して限度額を4億7,510万円とするもので、県営土地改良事業及び団体営農業水路等長寿命化事業の負担金が増額になったことに伴う追加でございます。

2つ目は合併特例事業分で、400万円を追加して限度額を1億8,800万円とするもので、旧埴川小学校のアスベスト調査業務に伴う限度額の変更でございます。

次に、8ページ・9ページをお開きください。

歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書に基づいてご説明いたします。

まず歳入ですが、11款地方交付税につきましては、今回の補正財源として普通交付税を2,777万7,000円追加するものでございます。

15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金につきましては、事業費確定に伴い、国民健康保険基盤安定負担金を32万4,000円追加し、国民健康保険未就学児均等割保険税負担金を4万円減額するものでございます。

15款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金1節総務費補助金につきましては、マイナンバーカード交付事務費補助金29万3,000円を追加するもので、給与改定に伴う人件費が増額となったことによるものでございます。

16款県支出金1項1目民生費県負担金1節の社会福祉費負担金につきましては、事業費確定に伴い、国民健康保険基盤安定負担金13万6,000円と国民健康保険未就学児均等割保険税負担金2万円をそれぞれ減額するものでございます。

10ページ・11ページをお開きください。

16款県支出金2項1目総務費県補助金4節生活バス路線等維持費補助金につきましては、令和5年10月から令和6年9月までの能代・峰浜線の運行実績に対する県の補

助金で、4万4,000円追加するものでございます。

4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金につきましては、基盤整備促進事業費補助金が5万3,000円の追加、新規就農者育成総合対策事業補助金（経営開始資金分）が156万3,000円の追加、新規就農者確保緊急円滑化対策事業補助金（初期投資促進事業分）が44万円を追加で、いずれも補助対象となる農業者が増えたことに伴う追加となっております。

16款県支出金3項1目総務費委託金4節選挙費委託金につきましては、秋田県知事選挙委託金26万5,000円の追加で、歳出の追加に伴うものでございます。

19款繰入金2項5目森林環境譲与税基金繰入金につきましては、林業関係の会計年度任用職員の人件費に充当する分として22万1,000円繰り入れるものでございます。

20款繰越金につきましては、今回の補正財源として3,735万9,000円を追加するものでございます。

12ページ・13ページをお開きください。

21款諸収入5項雑入5目助成金につきましては、デジタル基盤改革支援補助金164万6,000円を追加するもので、地方公共団体情報システムの標準化・共通化にかかる秋田県町村電算システム共同事業組合負担金が増額となったことに伴い追加となるものでございます。

22款町債1項1目総務債3節遊休施設除却事業債につきましては、旧塙川小学校のアスベスト調査業務にかかる経費に合併特例債を充当するため400万円追加するものでございます。

次に、3目農林水産業債3節農業農村整備事業債につきましては、過疎債を追加するもので、県営土地改良事業負担金分が270万円、団体営農業水路等長寿命化事業分が40万円となっております。いずれも事業にかかる負担金が増加したことによるものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

14ページ・15ページをお開きください。

このたびの補正予算のうち、人件費関係につきましては、秋田県人事委員会勧告に準じた給与改定に伴うものが主な補正内容でございますので、説明は省略させていただきます。

それでは、はじめに1款議会費からですが、ここのページは主に人件費関係でございますので、説明は省略させていただきます。

次の16ページ・17ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の続きでございます。11節役務費につきましては、シルバー人材センターの運転手の手数料の追加で、13節使用料及び賃借料につきましては、高速道路使用料の追加で、いずれも出張に伴う追加でございます。

22節償還金利子及び割引料につきましては、雇用保険料の個人への還付金でございます。

次に、5目財産管理費12節委託料につきましては、旧塙川小学校アスベスト調査業務委託料421万3,000円の追加で、来年度解体予定を予定しているため、事前に調査するものでございます。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、糠森登山道に民放の放送局が転落防止の防護柵を設置する補修工事を行い、町はその経費を折半することとして10万円を追加するものでございます。

次に、6目企画費18節負担金、補助及び交付金につきましては、まず負担金ですが、広域消防費負担金を含め6つの負担金に変更が生じたため、追加や減額をするものでございます。また、補助金につきましては、生活バス路線等維持費補助金8万8,000円を追加するもので、これは秋北バスの能代・峰浜線の昨年10月から今年の9月までのバス運行経費に対して補助するものでございます。

次に、7目電子計算費でございますが、18ページ・19ページをお開きください。

19ページの18節負担金、補助及び交付金につきましては、地方公共団体情報システムの標準化事業費が増えたため、秋田県町村電算システム共同事業組合負担金164万6,000円を追加するものでございます。

次に、9目自治振興費10節需用費につきましては、三ツ森コミュニティセンターにかかる手すりの取り付けや土どめの設置、舗装などの経費として111万円を追加するものでございます。

次の2項徴税費と、それから20ページ・21ページをお開きいただいて3項戸籍住民基本台帳費につきましては、人件費ですので説明を省略させていただきます。4項の選挙費2目秋田県知事選挙費11節役務費につきましては、郵便料金の値上げに伴う郵送料の追加でございます。

22ページ・23ページをお開きください。

3 款民生費 1 項 5 目国民健康保険費27節繰出金につきましては、事業費確定に伴う国保特別会計への繰出金で、合計で50万4,000円の追加でございます。

6 目介護保険費から25ページまでは人件費関係でございますので省略させていただきます。26ページ・27ページをお開きください。

4 款衛生費 1 項 7 目町営診療所費27節繰出金につきましては、町営診療所特別会計への繰出金で、人件費等の補正財源に充当するものでございます。

28ページ・29ページをお開きください。

6 款農林水産業費 1 項 3 目農業振興費の続きになりますが、18節の負担金、補助及び交付金につきましては、新規就農者育成総合対策事業補助金（経営開始資金分）が156万3,000円の追加で、新規就農者確保緊急円滑化対策事業補助金（初期投資促進事業分）が44万円の追加で、いずれも補助対象となる農業者が増えたことに伴う追加となっております。財源としましては、全額国・県の補助金で、いわゆるトンネル補助でございます。

次に、5 目農地費12節委託料につきましては、経営体育成促進換地等調整業務委託料10万7,000円の追加で、大槻野地区の圃場整備に関する調査委託料の追加でございます。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、団体営農業水路等長寿命化事業負担金43万円の追加及び農地中間管理機構関連ほ場整備事業負担金270万円の追加でございますが、いずれも各事業費の増加による負担金の追加となっております。

30ページ・31ページをお開きください。

6 款農林水産業費 3 項水産業費 2 目水産業振興費についてでございますが、これは全国市町村水産業振興対策協議会が2月に開催する予定のご当地グルメフェアに参加するための経費を計上しておりまして、職員旅費と提供品の購入費及びその送料で合わせて23万2,000円の追加でございます。

32ページから35ページまでは人件費関係でございますので省略させていただきます。36ページ・37ページをお開きください。

9 款消防費 1 項 3 目災害対策費18節負担金、補助及び交付金につきましては、自主防災組織活動補助金7万円の追加でございます。これは新たに一つの自主防災組織から活動補助金の申請がございましたので、追加するものでございます。

38ページ・39ページをお開きください。

10款の教育費 1 項 2 目事務局費の続きですが、7 節の報償費につきましては、学校再編検討委員会報償費16万5,000円の追加でございます。これは学校適正化検討委員会からの答申を受け、学校再編の具体的な方策などについて検討していただくための委員の報償費でございます。

ここでずっと飛んでいただきまして、44ページ・45ページをお開きください。

10款の教育費 5 項 6 目秋田県自然体験活動センター管理費の10節需用費につきましては、電気料の追加でございます。

46ページ・47ページをお開きください。

10款教育費 6 項 2 目学校給食共同調理場運営費10節需用費につきましては、米価高騰の影響により賄材料費41万6,000円を追加するものでございます。

次に、13款諸支出金 3 項諸費 1 目国県支出金返納金22節償還金利子及び割引料につきましては、精算に伴う過年度分の返納金で、児童手当交付金、それから子ども・子育て支援交付金など合わせて41万8,000円を追加するものでございます。

説明は以上でございますが、何とぞよろしくご審議をいただきまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。終わります。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第108号について質疑を行います。質疑ありませんか。9 番須藤正人君。

○9 番（須藤正人君） 16ページの財産管理費についてお伺いをいたします。

旧塙川小学校のアスベストが含有されているかという予算がですね400万円少し入っております。それだけアスベストというのは怖い、そしてしっかり調査して、それを完全な防備でそして解体していくと、これが非常に大事なところであります。岩館小学校が今ちょうど解体されております。まず岩館小学校にもアスベストが含有されている部分があったのか、あるのか。まずお聞きします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9 番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 須藤議員のご質問にお答えをいたします。

現在行っている旧岩館小学校解体工事ですが、元のボイラー室の外壁、それからその煙突、こういったところにアスベストが含有されているのを確認して除去工事を行っておるところでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。9 番須藤正人君。

○ 9 番（須藤正人君） このアスベストをですね取り除く、その解体方法、例えば防塵服とかですね、飛散しないようにしっかりと囲う、そういうことをちゃんとその業者にですね話しておりますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 除去工事に関する施工体制ですが、報告を受けた際に、しっかりした管理体制で行うということも聞いておりまして、実際現地で防護服を着て作業をしているのを確認して、きちんと施工されているということで確認をしておるところでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。9 番須藤正人君。

○ 9 番（須藤正人君） 私、たまにあそこに行って解体の状況を見ております。八森小学校のですね煙突、あそこを解体する時に700万円かかっているんですよね。煙突解体だけで。非常に大きなお金がかかる。それはやはり防塵服を着て防塵マスクをやる。そして上下もちゃんと飛散しないように囲う。その体制でですね、その部分を解体していくということになっているんです。だから調査費でも400万円、解体費となると相当のお金がかかってくるんですね。私はですね見てて、とてもそういうふうな形で解体していると思えない。思えないんですよ、やってないんですから。だから町でですね、しっかりそれを見て、確かにまあ住宅、少し遠いですよ。それでもですね畑もあるんです。やはりしっかりそういう対策をしているからお金がかかるんです。それをですね普通の解体のようにユンボで解体していく。そうではなくて、やはりちゃんと防塵服、防塵マスクをやって、そして周辺を囲んで、それで解体していく。それを町でですね、しっかり指導していかないと、業者はそのままやっちゃうんですね。そこをですね、もう一度、まあ3回目の質問ですからもうこれで終わりますけれども、ちゃんと指導してください。いいですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

私が現場で確認をいたしました時には、今言ったボイラー室の室内のみありましてので、ほかの解体の現場のところとは、作業の間、遮へい機を置いて、防護服を着て作業をします。で、取り出したものについては……

○ 9 番（須藤正人君） 防塵マスクやってましたか。

○和平総務課長（和平勇人君） マスクやってました。部屋の中だけです。外で本体壊し

てるところはアスベストありませんでしたので、普通の多分作業服で作業員はやってたと思いますが、そちらの作業を確認させていただいた時は、きちっと防護服、防塵マスクして、取り出したものは直ちに袋に収納して、ほかのものと分けてっていう形をやっていたのを私の目で確認しておりますし、作業終了するまできっちりそういう体制を維持するように指導してまいります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私もちょうとアスベストのことで考えをお伺いいたします。

旧八森町の時に、あれは教産建、教育民生の人たち全員で、学校が統合されるということで解体の前にボイラー室を回って歩いたんです、中学校、小学校。見事なアスベストでした。で、そこに、中学校の場合、用務員の人があるところが休憩所になって、ボイラー室で休憩してました。で、用務員の人たちは、ボイラーですので、そこで仕事をすれば30年くらい後に肺炎を起こすかもしれないということで、私はその時に千葉教育長に、もしアスベストの影響で肺がんになったら証明してくれますよねっていうことで、そこはちゃんと証明するっていうことで議事録には載ってるはずですよ。

それでですね今回の、私たちは八森の方でそういうふうに調べました。でも峰浜の方は調べてないんですよ。ですからそのボイラー室、ああ、ボイラー室かどうか分からないね、その場所、アスベストの場所はどこなんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えをいたします。

今回調査ということでして、アスベストの種類ですとかある場所、これを特定するための調査でございますので、今全て旧塙川小学校のどこにアスベストあるのかというのは、今明らかになっておりません。明らかにするための調査でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 多分旧ボイラー室があるとしたら、そこは多分同じですので使われてたと思います。そこで働いてた人たちが肺炎になって、がんになったっていうことが、そこで働いてる人たちが現在いるのかどうなのかっていうことは調査をしてもらいたいと思います。で、旧八森地区の場合は、そういう人たちが現におります。役場退職した人もおります。そこでちゃんと確認も取ってます。あなたはこうでしたよねということで。ですので、もし塙川小学校のボイラー室で、そこにこもって用務員の方が仕

事をしているようであつたら、そこら辺の働いている人たちのこともしっかりと調査をしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

学校が開かれていた当時、当然用務員といったような方々もそこでお勤めになっていたでしょうし、ボイラーの業務に携わっていた方も当然いらっしゃると思います。そういった方がもしアスベストによるじん肺ですとか、そういった健康被害があるということが発現したということが明らかになれば、当然賠償の対象になろうかと思いますが、そういった事実が確認できればきちっと対応させていただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 今年度からパートタイムの関係、まあ会計年度職員に期末手当とかですね勤勉手当が出るようになったということで、だいぶこれ財政的には負担になってるわけですね。で、まあ来年度、噂に聞くとですね、財政が厳しいということでだいぶ予算を縮小しているような話を聞いておるわけですが、この会計年度職員がこういうふうな制度になってしまった以上、今までと同じ人数抱えていたんではですね、やはり非常に厳しいのではないのかなと。もし可能であれば外注するなり、まあ派遣社員が安い高いかは分かりませんが、もっと工夫する必要があるんじゃないかと。それについてはどうなんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの山本議員のご質問にお答えをいたします。

確かにご指摘のとおりでございます。その辺の危機感につきましては、町といたしましても当然持っておりまして、町長はじめ三役と私ども総務課、それから財政課で協議も検討もいたしてるところでございます。そして来年度、令和7年度を、集中的にですね会計年度任用職員の在り方を検討する年度というふうに位置づけまして、令和8年度予算にできる限り反映させられるように、その辺の基本方針などを検討して決定していきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 39ページの……ちょっとすいません、39ページ、7節の報償費ですね、学校再編検討委員会委員報償費なんですけど、これが補正予算に上がってき

たということは、この検討委員会を今年度中に開催するってということなんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本 望君） ただいまのご質問にお答えします。

今年度、学校適正化検討委員会の方を開きまして答申を受けましたので、それを受けて今年度、学校再編検討委員会の方に移行するという計画で進めております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 検討委員会を今年度内に始めて、今年度内に終了するということですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本 望君） 再編検討委員会の方は今年度内で始めますが、終了は今年度内を想定はしておりません。来年度も継続して行っていきたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） この補正予算に反対をいたします。

といいますのは、先ほどから討論してます特別職、それから議員の報酬が合わせて82万3,000円、これが出されております。しかし、町民の間ではですね、やはりこれに納得するかどうか。例えば、もう何回かこう言ってますけど、何かすればもうお金がない、お金がない。ちょっと頼めばお金がないということで、巡回バスもそんなささいなことですけども、何か月も前から言ってる沼田のバス停が倒れてるということで言えば、あれ3万円もかかるってということで、利用してる人は3万円の金も町さねがったかっていうふうなことでびっくりしたって言うんですけども、それから巡回バスの入る箱が運転手から全く見えないんです、いくら入れたか。それも指摘してるんですけども、それを変更するのにまたお金が何万円かかるのかどうか分かりません。そういうことがやっぱり利用してる間から、そんなに町に金がないのかっていうことを感じて、もうかなり皆さんこういろんなところでそういう言葉が出てくるので感じております。

それで今回はですね、物価高騰に対する対策がありません。それと子育て支援の場合、

今、能代市も学校給食無償化になりましたけれども、今、国の動向を見てるということでしょうけれども、学校給食に対する考え方とかも国の動向見ながらということもあります。こういう子育て支援の対策もなく盛り込まれたこの補正予算に私は反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより議案第108号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時56分 休 憩

.....

午後 1時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉保健課長から発言を求められておりますので、これを許します。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） 先ほど議案第105号、埴川健康センター等条例改正の説明の際に、説明資料のところで建設年度を「平成7年」というところを「令和7年」と誤って発言しましたので、議事録の訂正と皆様にお詫びいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） 日程第12、議案第109号、令和6年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明いたします。

議案第109号、令和6年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度八峰町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,175万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月11日提出

八峰町長 堀 内 満 也

詳細については、事項別明細書をご覧くださいながら順にご説明いたします。

6・7ページ目をお願いいたします。

歳入の1つ目、6款1項1目一般会計繰入金に50万4,000円の追加補正ですが、1節の保険基盤安定繰入金保険税軽減分から未就学児均等割保険税繰入金まで、事業費の確定に伴う歳入の追加と減額補正ということになっております。これらの額につきましては、先ほど副町長からご説明いただいた一般会計の歳入及び繰出金と連動しているものであります。

5節の出産育児一時金等繰入金につきましては、出産増が見込まれることによる追加補正となっております。

次に、7款1項1目前年度繰越金49万6,000円の追加補正ですが、こちらにつきましては歳入歳出調整のためのものということになっております。

なお、詳細につきましては、充当財源となる歳出内訳にてご説明させていただきますので、次の8・9ページ目をお願いいたします。

歳出、2款4項1目18節補助金、出産一時金50万円につきましては、出産が見込まれる方1件おりますので、それに対する追加補正ということになります。

次の5項1目18節補助金、葬祭費50万円につきましては、今年度予想よりお亡くなりになる方が多いため、喪主さんに振り込まれる5万円10件分を追加補正するというものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第109号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第109号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第110号、令和6年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明いたします。

議案第110号、令和6年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,984万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,782万4,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月11日提出

八峰町長 堀 内 満 也

詳細につきましては、事項別明細書をご覧いただきながら順にご説明いたしますので、6・7ページ目をお願いいたします。

まず歳入ですけれども、3款1項1目国庫負担金に619万8,000円、4款1項1目支払基金交付金に1,073万3,000円、5款1項1目県負担金に672万1,000円で、これらはいずれも介護給付費負担金の追加補正となっております。

続いて8款1項1目繰越金1,619万2,000円の追加補正につきましては、補正歳入歳出調整のためのものです。

なお、内訳につきましては、充当財源となる歳出にて詳細をご説明させていただきますので、次の8・9ページ目をお願いいたします。

歳出につきましては、1款総務費3項2目認定審査会負担金に8万9,000円、2款保

険給付費 1 項介護サービス等諸費 5 目施設介護サービス給付費に3,504万9,000円、7 目居宅介護福祉用具購入費に28万円、8 目居宅介護住宅改修費に77万3,000円の追加補正となっております。特に大きな3,500万円ほど追加する予定の施設介護給付費ですけれども、こちらについては特養、介護医療院の利用者が昨年度と比較して増えたことによるものということになっております。

2 款 2 項介護予防サービス計画給付費 7 目介護予防サービス計画給付費に 6 万1,000 円の追加補正となりますが、こちらにつきましては介護予防サービス利用にかかるケアプランの実績増に伴う追加補正ということになっております。

10ページ・11ページ目をご覧ください。

2 款 3 項 1 目審査支払手数料10万2,000円、次の 4 項高額介護サービス等費349万円についても、実績見込み額の増加が見込まれることから、それぞれ追加補正するものとなっております。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第110号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第110号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第111号、令和6年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第111号についてご説明いたします。

議案第111号、令和6年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度八峰町の沢目財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,739万2,000円とする。

令和6年12月11日提出

沢目財産区管理者

八峰町長 堀 内 満 也

補正予算の内容につきましては、4・5ページの事項別明細書に基づきご説明いたします。

4・5ページをご覧ください。

1款財産区管理会費1項総務管理費2目財産管理費へゴルフ場再開準備支援金として25節寄附金に500万円を措置するため、2款予備費を同額減額補正する歳出の組み替えでございます。

ゴルフ場再開に向けた支援内容につきましては、本年7月に町と沢目財産区に対し、ゴルフ場用地の土地の一部を所有する田中自治会から支援の要望があり、これを受けて8月29日に開催した財産区管理会において協議を行い、決定したものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第111号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） この財産区の資金の運用についてはですね、法律、地方自治法にありますように福祉の増進以外には使ってはならないようにありまして、これを先日の説明の時にはですね、いろいろこじつけて地域住民のためになるというふうな説明がされておりましたけれども、本来であればゴルフ場の再開はですね、企業が自分の資金をもって再開するべきものであってですね、福祉増進の目的ということからすれば支出は逸脱していると私は認識するわけです。まあ仮に支出するのであれば、一般会計にですね、この余裕金を繰り出して、そこから町が観光振興費というふうな名目のもとにですね、その企業を経営継続できるように支援してやるというふうな処理の仕方をするのが筋だと思うわけです。そういうことについて、なぜこういうふうな会計処理にこだわ

るのかというふうなことをまず1点お聞きしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの山本議員のご質問にお答えをいたします。

財産区からゴルフ場の支援を行いますのは、先ほど提案理由でもご説明いたしましたけれども、財産区有地、そして財産区、ゴルフ場用地の一部を所有する田中自治会から支援の要望があったということがまず端緒でございます。これを受けまして財産区管理会において協議を行って支援を決定したものでございまして、ゴルフ場が円滑に営業活動を再開できることが貸付料収入など財産区の安定運営に資するということで、財産区の運営目的に叶うことから財産区から直接支出することにいたしましたものでございます。

なお、一般会計へ繰り出して支出する方法も手法としてはあろうかと思いますが、その場合、目的があるにせよ、一般企業に一般会計から支援をすることは何らかの補助要綱や行政目的など、いろんな根拠を設置しなければなりません。現在そういった一企業をですね立ち上げるために応援する支援制度はございませんので、一般会計から支出することは適当でないと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 確かに、私はこれ500万、まあ500万円っていうか、このゴルフ場再開については賛成してるわけです。500万円を出すのも賛成しています。ところがやっぱりこの方法がですね、やはり間違っているというふうに私は認識してるわけです。これ、今急いで出さなくてもいいわけです。新年度予算でもいいわけですよ。ちゃんと条例を作って、その支援策を作ってからでも遅くないはずです。要は、ゴルフ場が継続的に運営できるような体制になればいいわけであってですね、別に今出さなくたって、その企業が500万円ないからもうここ再開の準備できないというわけではないわけですよ。なぜこんなに急ぐ必要があるんですか。新年度になってから制度を作って、その企業支援、観光振興費等の冠をつけてですね支援してやってもいいわけでしょう。最初にその辺についてはどうでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

休憩します。

午後 1時15分 休 憩

午後 1 時 1 7 分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 先ほどのご質問にお答えをいたします。

町としましては、現在、現行の制度でございます、いわゆる雇用の確保であるとか、こういったものに資する企業についての補助金などがございますので、まずは現行制度で支援をしてまいりたいというふうに考えておりまして、先ほどご説明しましたとおり、今回は町と財産区に対しての支援の要望ということなので、財産区として何ができるかということを経理会の方でご協議いただいた結果、今その支援金の支出ということで決定したものでございます。

また、山本議員ご提案の新たにそういった支援制度を作って支援をすることについては、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 最後なんで伝えておきたいっていうか確認したいんですが、この処理の方法がこれで正しいのかどうかということが私は非常に問題っていうか心配しているところであります。その点について、上級官庁から来てもらっている財政課長、これで正しいのかどうか。もしできるのであればですね、県の上級官庁にこの処理の方法が正しいかどうかということを確認して報告してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内財政課長。

○財政課長（堀内敬文君） お答えいたします。

特別会計は、やはり本来一般会計で経理するところを特別な理由でもって別の財布で経理するというのが目的であると思います。したがって、しっかりとした目的があるのであれば、特別会計から直接支出するっていうのはそれは何ら問題ないと、このように考えております。

○11番（山本優人君） いや、照会して確認をとって……

○議長（皆川鉄也君） 手法について正しいかどうかの確認を、引き続きどうぞ。

○財政課長（堀内敬文君） じゃあ引き続いて。

議員ご提案については、県の市町村課なりにも確認して後ほど追ってご説明したいと思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第111号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第112号、令和6年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明いたします。

議案第112号、令和6年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ315万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億532万5,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月11日提出

八峰町長 堀 内 満 也

詳細につきましては、事項別明細書の6・7ページ目からご説明いたします。

歳入、3款1項1目1節一般会計繰入金125万7,000円、4款1項1目1節前年度繰越金190万1,000円を追加補正するものです。今回の追加補正で前年度繰越金の決算額843万4,000円に達したため、歳出不足分を一般会計から繰り入れるものとなります。

なお、内訳につきましては、次の8・9ページ目にてご説明いたします。

歳出、1款総務費1項1目医科一般管理費のうち、1節報酬、2節給料、3節職員等

手当等の一部と4節共済費、同じく2目歯科一般管理費のうち、3節職員手当等と4節共済費については、秋田県の人事委員会勧告に基づく人件費に関連する追加補正となっております。

また、同じく1目医科一般管理費の10節需用費については、光熱水費20万円、26節公課費につきましては、来年度納税する予定の消費税の一部を納める予定納税と言われるものなんですけれども、こちらの方を50万8,000円追加補正することとなります。

また、2目歯科一般管理費10節需用費の修繕料につきましては、現行の修繕料がなくなっていましたので、将来に対応するため20万円を追加補正するということになっております。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第112号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） すいませんがね、この会計についてというよりも、この付いてる資料について私ちょっと確認したいんですが、13ページの職員及び職員手当の状況というところの表があるんですが、そこに初任給の金額書いています。で、これ町の職員の行政職の給料と国の制度の給料が書いてあるんですが、これ町の方が高いということとで理解していいんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。

休憩いたします。

午後 1時25分 休 憩

午後 1時26分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 質問にお答えいたします。

確認いたしましたところ、先ほど、さきにご可決いただきました一般会計の補正予算で附属している給与明細書の資料も同様の数値となっております。ご指摘のとおり国の制度より町の職員の方がちょっと高いというのについては、一見誤りのように見えますので、後ほど誤りがあるかどうかも含めてご報告させていただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第112号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第113号、令和6年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第113号についてご説明いたします。

議案第113号、令和6年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和6年度八峰町簡易水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第2条、収益的収入及び支出の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。収入については補正はありません。

次に支出です。第1款水道事業費用、第1項営業費用に49万7,000円を追加補正し、補正後の額を2億6,308万4,000円とするものです。

第3条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正は、予算第8条に定めた職員給与費1,557万6,000円に49万7,000円を追加補正し、1,607万3,000円とするものです。

令和6年12月11日提出

八峰町長 堀 内 満 也

このたびの補正予算は、秋田県人事委員会勧告に準じた給与改定に伴う人件費の増額補正となっております。

なお、補正予算の内容については、タブレットの方に関係資料を載せておりますので参考願います。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたしますします。

○議長（皆川鉄也君） 議案第113号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第113号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第114号、令和6年度八峰町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第114号についてご説明いたします。

議案第114号、令和6年度八峰町下水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和6年度八峰町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第2条、収益的収入及び支出の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。収入については補正はありません。

次に支出です。第1款特定環境保全公共下水道事業費用、第1項営業費用に221万7,000円を、第2款農業集落排水事業費用、第1項営業費用に44万9,000円を、第3款漁業集落排水事業費用、第1項営業費用に72万2,000円を、第4款合併処理浄化槽事業費用、第1項営業費用に9万7,000円をそれぞれ追加補正し、合わせて348万5,000円を追加補正するもので、補正後の額は4億7,754万5,000円となります。

第3条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正は、予算第8条に定めた職員給与費2,444万5,000円に78万4,000円を追加補正し、2,522万9,000円とするものです。

令和6年12月11日提出

八峰町長 堀内満也

このたびの補正予算は、秋田県人事委員会勧告に準じた給与改定に伴う人件費の追加と、業務委託している下水道経営戦略策定業務の業務内容に効率化、経営健全化の取り組み方針を追加するための委託料の追加、また、企業会計用パソコン2台を購入する追加補正となっております。

なお、各事業ごとの補正予算の内容については、タブレットの方に関係資料を載せておりますので参考願います。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第114号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第114号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

日程第18、陳情第5号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第5号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより陳情第5号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第5号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、陳情第5号は採択することに決定されました。

日程第19、陳情第6号、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第6号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第20、陳情第7号、健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第21、陳情第8号、「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により教育産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第8号は教育産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第22、陳情第9号、「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第9号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより陳情第9号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第9号、「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(皆川鉄也君) 起立多数です。したがって、陳情第9号は採択することに決定されました。

日程第23、陳情第10号、「介護保険制度の抜本改善・介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第10号は総務民生常任委

員会に付託することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回本会議は、明日12月12日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会いたします。ご苦勞様でございました。

午後 1 時 4 1 分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也

同 署名議員 4 番 芦 崎 達 美

同 署名議員 5 番 水 木 壽 保

同 署名議員 6 番 菊 地 薫

